

10月1日(火)から公共交通が変わります

問企画戦略課地域交通政策室（☎75-8927）

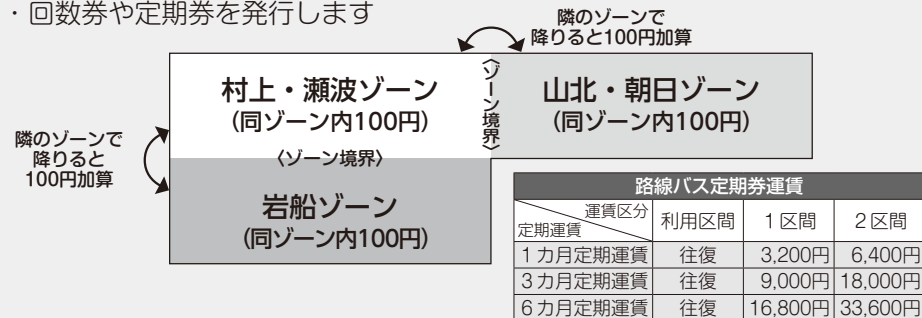
ホームページ



10月1日(火)から、路線バスの運賃がゾーン制運賃に変わります（村上市と関川村を結ぶ路線を除きます）。また、利用の少ない路線バス（村上-寒川線）をデマンド型ののりあいタクシーへ転換します。のりあいタクシーの運賃については、分かりやすく見直すとともに、運行便数の増加や乗降場所を追加して、これまでよりも使いやすいように見直しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、運賃など詳しく記載したチラシを10月に全戸配布しますので、そちらもご覧ください。

◆路線バスが「ゾーン制運賃」に変わります

- ・同じゾーン内で降りた場合は100円、隣のゾーンで降りた場合は200円になります
- ・月～土曜日運行（祝日、年末年始を除く）
- ・回数券や定期券を発行します



◆のりあいタクシーの運賃を見直します

従来の「対キロ制」による運賃を見直します。一部ご負担をお願いする部分もありますが、持続可能な公共交通を維持していくためご理解をお願いします。

のりあいタクシー※			高速のりあいタクシー		
km	現行 円	新運賃 円	発着地	円	新運賃 円
1 kmまで	100	300	荒川・神林	800	1,000
2 //	200		村上・朝日	1,000	
3 //	300				
4 //	400				
5 //	500				
6～10km	600	600			
11～15km	900				
16km以上	1,200				

※岩船松喜和地区ののりあいタクシーは変更ありません

◆のりあいタクシーの乗降場所を追加します

買物先、医療機関など乗降場所を追加することで、これまで以上に利用しやすくなります。

【荒川・神林地域】

- ・アコス、原信への曜日限定運行を廃止して、月～金曜日まで利用できるようになります

【神林地域（通院対応）】

- ・神林支所
- ・原信村上西店 など

【山辺里地区（通院対応）】

- ・村上市役所
- ・イオン村上東店
- ・原信村上西店 など

【瀬波地区（通院対応）】

- ・原信村上西店
- ・イオン村上肴町店

【朝日地域（通院対応）】

- ・村上市役所、朝日支所
- ・イオン村上東店
- ・原信村上西店 など



◆村上-寒川間でのりあいタクシーを運行します

- ・病院や駅、ショッピングセンターで乗降できます
- ・事前に電話予約が必要です

【連絡先】

(株)まなす観光タクシー
☎50-7788

集落名	乗降場所(発着地)
寒川	・JR越後寒川駅
脇川	
今川	・JR今川駅
板貝	
笹川	
桑川	・桑川湊港入り口 ・JR桑川駅
浜新保	
馬下	
早川	・JR越後早川駅
吉浦	・瀬賀医院
柏尾	
間島	・JR間島駅
野湯	
大月	
岩ヶ崎	
・村上総合病院 ・原信村上西店 ・イオン村上肴町店 ・羽鳥医院 ・JR村上駅	

10月から児童手当の支給対象者・手当額が変わります

問こども課子育て支援室（☎75-8939）

ホームページ



◆制度内容の比較

	現在の制度 (9月分まで)	
対 象	中学生 (15歳到達後の最初の年度末まで)	
所得制限	あり	
手 当 (月額)	0～2歳	15,000円
	3歳～小学校 修了まで	10,000円 第3子以降 15,000円
	中学生	10,000円
	高校生	なし
	所得制限	5,000円
児童の数のえ方	18歳到達後の最初の 年度末までの児童数	
支払回数	年3回(2・6・10月)	

拡充後の制度 (10月分から)	
高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末まで)	
なし	
15,000円	第3子以降 30,000円
10,000円	第3子以降 30,000円
なし	
22歳到達後の最初の 年度末までの児童数	
年6回(偶数月)	

◆申請について

8月下旬から順次、市内に住所のある18歳以下の児童がいる世帯へ世帯主宛てに案内文書を送付しています。

提出期限 **10月15日(火)**

提出先 こども課または各支所地域振興課地域福祉室

申請が必要となる人

- ・所得制限により、現在児童手当などを受給していない人
- ・高校生年代の児童のみ養育している人など
- ※詳細は、送付した資料または市ホームページをご覧ください
- ※公務員の方は職場に申請してください

提出する書類

- ・児童手当認定請求書
- ・申請者の健康保険証
- ※申請に必要な様式は、送付した資料または市ホームページをご覧ください
- ※申請者は支給対象となる児童の保護者（所得の高い方）となります

◆支給対象児童と第3子以降の数のえ方

22歳までの児童を第1子、第2子…と数えますが、支給対象は高校生年代までとなります。

年齢	20歳	16歳	6歳
児童の 数のえ方	第1子 	第2子 	第3子
手当の支給額	支給対象外	月額1万円	月額3万円